

# あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画

平成25年12月

あきる野市



# 目次

	頁
<b>第1章 計画の基本的事項</b> -----	1
1 計画の背景・目的 -----	1
2 計画の位置付け -----	2
3 計画期間及び基準年度 -----	3
4 対象範囲 -----	3
5 対象とする温室効果ガス -----	3
<b>第2章 温室効果ガスの排出状況</b> -----	4
1 温室効果ガスの総排出量の推移 -----	4
2 二酸化炭素の排出特性 -----	5
3 第二次計画の目標達成状況 -----	11
4 森林による二酸化炭素吸収量・固定量 -----	14
<b>第3章 第三次計画の目標</b> -----	15
1 主要目標に係る基準排出量の設定 -----	15
2 主要目標 -----	18
3 取組目標 -----	20
<b>第4章 目標達成に向けた取組</b> -----	22
1 テーマ設定 -----	22
2 取組の具体的内容 -----	22
テーマ1 生活や事業活動における省エネの推進 -----	22
テーマ2 資源循環型社会の構築に向けた取組の推進 -----	26
テーマ3 移動手段における地球温暖化対策の推進 -----	27
テーマ4 建物・設備における地球温暖化対策の推進 -----	27
テーマ5 緑の活用と地産地消の推進 -----	30
テーマ6 様々な主体の連携による地球温暖化対策の推進 -----	30
<b>第5章 重点的な取組</b> -----	31
1 重点的な取組の設定 -----	31
2 取組の内容 -----	31
重点1 街路灯・防犯灯における地球温暖化対策の推進 -----	31
重点2 燃料使用量の削減による地球温暖化対策の推進 -----	32
重点3 緑の活用による地球温暖化対策の推進 -----	33
重点4 地球温暖化対策の発信と周知の推進 -----	34
<b>第6章 計画の推進と点検・評価及び計画の見直し</b> -----	35
1 計画の推進と点検・評価 -----	35
2 職員に対する研修等 -----	41
3 計画の見直し -----	42

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1 計画の背景・目的

地球温暖化は、世界的規模での気候変動を引き起こし、生態系の維持などの大規模なものから、人々の健康や生活などの身の回りに至るまで、様々な影響を及ぼしはじめています。

また、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故等をきっかけとして、エネルギーの重要性が再認識され、家庭や事業所においても、節電をはじめとする省エネルギーなどの取組や再生可能エネルギー導入などの取組が進展・定着しつつあります。

こうした日常生活や事業活動での変化は、エネルギーの効率的、持続的な利用を図ると同時に、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出を削減・抑制し、地球温暖化の防止や低炭素社会の実現に寄与するものとなります。

こうした中、地方公共団体は、地球温暖化防止に向けた姿勢を明確にし、省エネルギーや再生可能エネルギー導入に率先して取り組んでいくことが求められています。

また、本市の自然環境を特徴づけている豊かな森林や農地は、水源かん養や生物多様性の保全はもとより、二酸化炭素を吸収・固定してくれる機能を有しており、これらを適切に管理することは、本市の魅力を高めるだけでなく、地球温暖化防止にもつながっていきます。

環境都市を目指す本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1998（平成10）年法律第117号）の制定に伴い、2001（平成13）年3月に「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」（以下「第一次計画」といいます。）を策定し、率先して地球温暖化対策に取り組んできました。

また、2008（平成20）年7月には、2012（平成24）年度までを計画期間とする「あきる野市第二次地球温暖化防止対策実行計画」（以下「第二次計画」といいます。）を策定し、さらなる取組を進めてきました。

一方、あきる野市域全体での地球温暖化対策を進めるため、2011（平成23）年度から、「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地域推進計画」といいます。）の策定に着手しています。地域推進計画では、推進主体を家庭、事業所及び市の三者とし、それぞれの特性を活かした地球温暖化対策の取組について方向性を示す予定です。

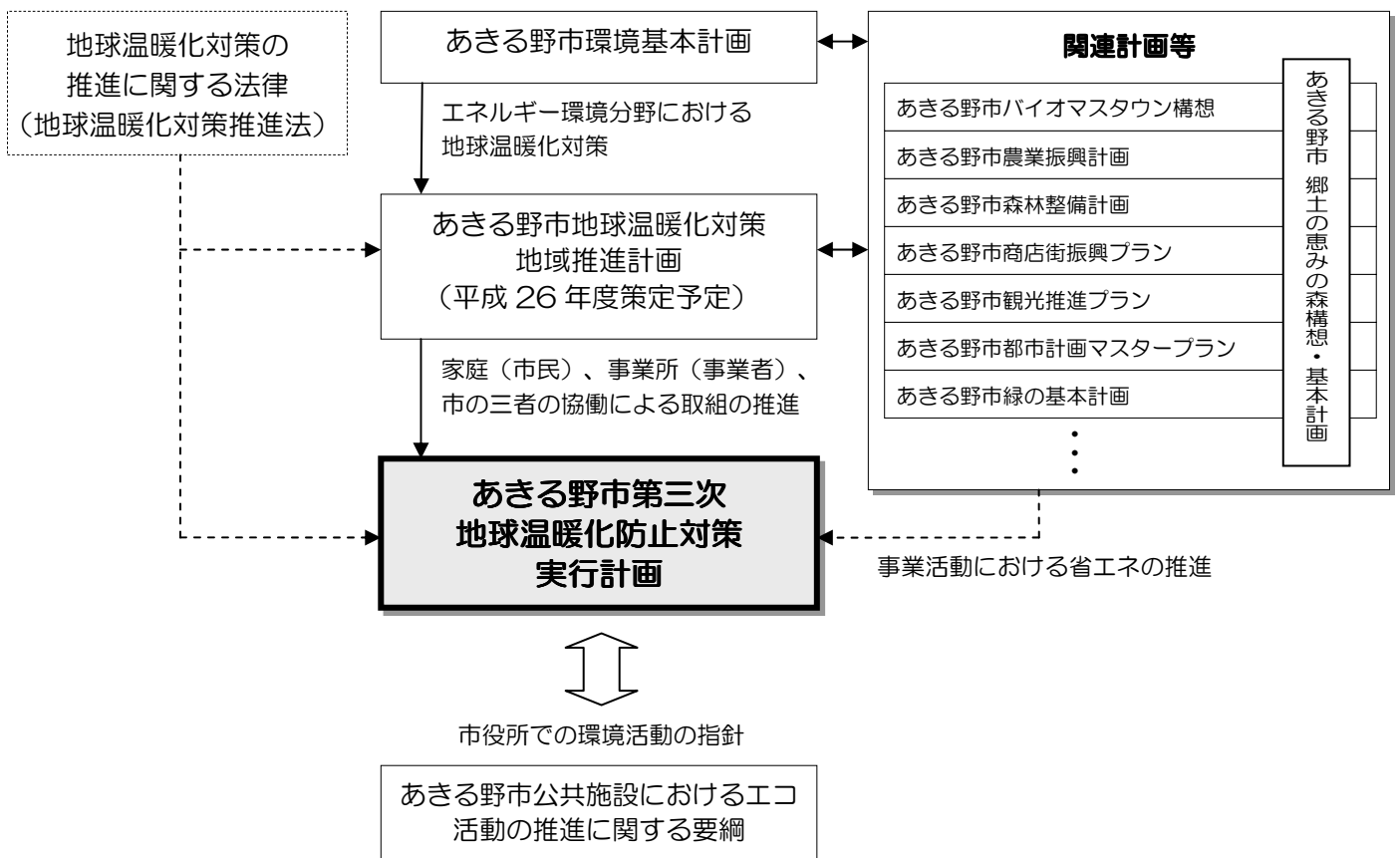
「あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画」（以下「本計画」といいます。）は、「あきる野市環境基本計画」（2006（平成18）年3月策定）に掲げる「エネルギー環境分野」の目標「わがまちから地球温暖化に対応する」の実現に向け、地域推進計画に定める内容を視野に入れながら、第二次計画における取組成果を踏まえ、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量の抑制・削減並びに吸収作用の保全及び強化のための取組をさらに推進することを目的とします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3の規定に基づく温室効果ガスの排出の量の削減及び吸収作用の保全のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））に該当するものです。

また、本計画の推進に当たっては、現在策定を進めている地域推進計画や公共施設における市職員による環境活動の指針となる「あきる野市公共施設におけるエコ活動の推進に関する要綱」による「あきる野エコ活動」との整合を図ります。

### ●本計画の位置付け



### 3 計画期間及び基準年度

本計画の期間は、市の最上位計画である総合計画の計画期間も考慮し、2013（平成25）年度から2020（平成32）年度までの8年間とします。ただし、折り返し時期である2016（平成28）年度には、それまでの取組成果などから、必要な修正を行います。

また、温室効果ガス排出量の削減に当たり基準とする年度は、最新の実績値である2012（平成24）年度とします。

### 4 対象範囲

原則として、市の事務及び事業の全てを対象とします。対象とする組織の範囲は次のとおりとし、本計画に基づく地球温暖化対策を実行する組織として、「実行部門」（以下「部門」という。）とします。

また、市の事務及び事業のうち、外部委託又は指定管理者制度により実施するもので、温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者又は指定管理者に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請します。

#### ●対象とする組織の範囲（実行部門）

議会事務局、企画政策部、総務部、市民部、環境経済部、健康福祉部、都市整備部、会計課、教育部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
--

※農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局については、それぞれ農林課担当（環境経済部）、総務課担当（総務部）に含めています。

なお、温室効果ガス排出量の算定においては、当該施設等に係る光熱水費及び燃料費を市の会計から支出し、使用量が把握できることを算定範囲の基準とします。外部委託、指定管理者による管理を行っている施設等については、計画期間中に外部委託などがされた場合を除き算定範囲に含めないものとします。

### 5 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、京都議定書が対象としている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）とします。

ただし、施設から排出される温室効果ガス排出量については、現在策定中の地域推進計画において対象とする温室効果ガスが二酸化炭素であることなどから、二酸化炭素に換算して行います。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1 温室効果ガスの総排出量の推移

第二次計画の計画期間である2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの温室効果ガスの総排出量の推移を示します。

温室効果ガスの算定に伴う排出係数は、実施状況を評価するために、第二次計画の値を用いています。

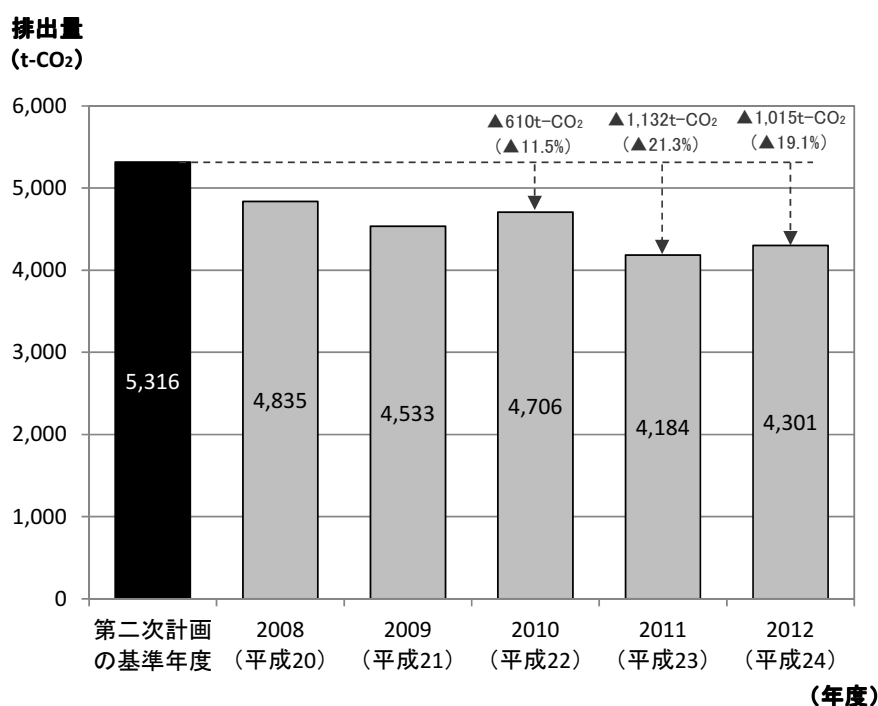
温室効果ガス排出量は、2010（平成22）年度に若干増加しているものの、全体としては減少傾向を示しています。特に、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故が発生した2011（平成23）年度においては、計画停電や電力不足に対応するための徹底した節電対策に伴い電力使用量が減ったことにより、温室効果ガス排出量も大幅に削減されています。

2012（平成24）年度には、節電対策の緩和等に伴い温室効果ガス排出量は若干増加し、4,301 t-CO<sub>2</sub>であり、基準排出量 5,316 t-CO<sub>2</sub>\*に対し▲1,015t-CO<sub>2</sub>（▲19.1%）でした。

※基準排出量

第二次計画では、温室効果ガス総排出量の目標設定に当たり、気候差による影響を考慮するため、2005（平成17）年度及び2006（平成18）年度の排出量を平均化した総排出量（4,951t-CO<sub>2</sub>）に、本計画期間中に想定される事務及び事業の今後の動向によって想定される排出量の増減（単純見通し増減量：365t-CO<sub>2</sub>）を加えたものを目標年度の「基準排出量」（5,316t-CO<sub>2</sub>）として、設定していました。

#### ●温室効果ガス総排出量の推移



## 2 二酸化炭素の排出特性

### (1) 部門・発生源別の二酸化炭素排出量 (2010(平成22)年度～2012(平成24)年度)

事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量のうち、自動車の走行に伴う排出量を除いた二酸化炭素排出量(以下「施設二酸化炭素排出量」といいます。)は、2011(平成23)年度が4,091 t-CO<sub>2</sub>、2012(平成24)年度が4,211 t-CO<sub>2</sub>でした。

#### ●部門別の施設二酸化炭素排出量

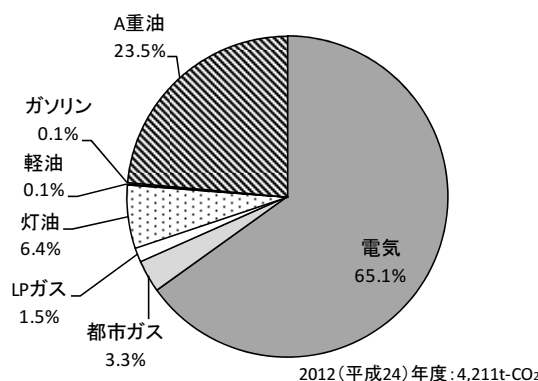
部門別	2010(平成22)年度		2011(平成23)年度		2012(平成24)年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比
総務部	697	15.0%	625	15.3%	647	15.4%
市民部	96	2.1%	92	2.2%	97	2.3%
環境経済部	17	0.4%	17	0.4%	35	0.8%
健康福祉部	229	5.0%	194	4.7%	229	5.4%
都市整備部	91	2.0%	68	1.7%	63	1.5%
教育部	3,476	75.5%	3,095	75.7%	3,140	74.6%
合計	4,606	100.0%	4,091	100.0%	4,211	100.0%

最新の実績値である2012(平成24)年度において、燃料種別に見ると、電気の使用が約65%で最も多く、続いてA重油が約24%、灯油が約6%を占めています。A重油や灯油、都市ガスについては、主に空調や給湯に使われていると考えられます。

#### ●燃料種別の施設二酸化炭素排出量

燃料種別	2010(平成22)年度		2011(平成23)年度		2012(平成24)年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比
電気	3,130	68.0%	2,629	64.3%	2,740	65.1%
都市ガス	158	3.4%	124	3.0%	137	3.3%
LPガス	44	1.0%	46	1.1%	65	1.5%
灯油	320	6.9%	293	7.1%	268	6.4%
軽油	4	0.1%	7	0.2%	4	0.1%
ガソリン	6	0.1%	11	0.3%	6	0.1%
A重油	944	20.5%	981	24.0%	991	23.5%
合計	4,606	100.0%	4,091	100.0%	4,211	100.0%

施設二酸化炭素排出量  
(2012[平成24]年度燃料等別内訳)



## (2) 部門別の燃料、電気使用量 (2010 (平成 22) 年度～2012 (平成 24) 年度)

部門別に燃料・電気の使用量を見ると、電気、都市ガス、灯油及びA重油については教育部が、LPガスについては健康福祉部が最も多くなっています。

2010 (平成 22) 年度から 2011 (平成 23) 年度にかけては、都市ガスが▲21.2%、電気が▲16.0%、灯油が▲8.4%となっており、福島第一原子力発電所の事故等に伴う計画停電への対応や省エネルギーの取組が徹底されたことが分かります。

一方、2012 (平成 24) 年度にかけては、灯油が▲8.5%となったものの、電気が4.2%、都市ガスが10.5%、LPガスが41.3%の増加となっており、通常の施設稼働状況に戻ったことや燃料種の転換が進んだことなどが伺えます。

### ●部門別の燃料・電気使用量 (2010 (平成 22) 年度～2012 (平成 24) 年度)

2010(平成22)年度

部門	電気使用量 (kWh)	都市ガス使用量 (m <sup>3</sup> )	LPガス使用量 (m <sup>3</sup> )	灯油使用量 (L)	軽油使用量 (L)	ガソリン使用量 (L)	A重油使用量 (L)
総務部	1,814,873	0	300	10,412	1,500	1,974	16,690
市民部	281,037	0	50	0	0	0	0
環境経済部	48,831	0	10	0	0	0	0
健康福祉部	506,450	755	3,845	8,703	40	0	4,187
都市整備部	267,407	0	2	0	0	22	0
教育部	6,313,265	70,842	2,947	109,225	44	724	327,445
合計	9,231,863	71,597	7,154	128,340	1,584	2,720	348,322

2011(平成23)年度

部門	電気使用量 (kWh)	都市ガス使用量 (m <sup>3</sup> )	LPガス使用量 (m <sup>3</sup> )	灯油使用量 (L)	軽油使用量 (L)	ガソリン使用量 (L)	A重油使用量 (L)
総務部	1,570,056	0	291	8,673	2,411	4,409	19,303
市民部	270,721	0	54	0	0	0	0
環境経済部	47,299	0	122	0	0	56	0
健康福祉部	444,111	690	4,115	2,193	0	0	4,150
都市整備部	200,670	0	1	0	0	5	0
教育部	5,222,417	55,710	2,845	106,699	100	449	338,361
合計	7,755,274	56,400	7,428	117,565	2,511	4,919	361,814

2012(平成24)年度

部門	電気使用量 (kWh)	都市ガス使用量 (m <sup>3</sup> )	LPガス使用量 (m <sup>3</sup> )	灯油使用量 (L)	軽油使用量 (L)	ガソリン使用量 (L)	A重油使用量 (L)
総務部	1,666,772	0	271	8,340	1,413	1,310	19,310
市民部	285,108	0	54	0	0	0	0
環境経済部	82,468	0	399	1,645	0	81	0
健康福祉部	476,833	581	6,963	2,231	0	144	6,240
都市整備部	186,538	0	0	0	0	0	0
教育部	5,384,488	61,732	2,808	95,388	100	1,077	339,885
合計	8,082,207	62,313	10,495	107,604	1,513	2,612	365,435

2010(平成22)年度と2011(平成23)年度の比較(変化率)

部門	電気	都市ガス	LPガス	灯油	軽油	ガソリン	A重油
総務部	-13.5		-3.0	-16.7	60.7	123.4	15.7
市民部	-3.7		8.0				
環境経済部	-3.1		1,120.0				
健康福祉部	-12.3	-8.6	7.0	-74.8	-100.0		-0.9
都市整備部	-25.0		-50.0			-77.3	
教育部	-17.3	-21.4	-3.5	-2.3	127.3	-38.0	3.3
合計	-16.0	-21.2	3.8	-8.4	58.5	80.8	3.9

2011(平成23)年度と2012(平成24)年度の比較(変化率)

部門	電気	都市ガス	LPガス	灯油	軽油	ガソリン	A重油
総務部	6.2		-6.9	-3.8	-41.4	-70.3	0.0
市民部	5.3		0.0				
環境経済部	74.4		227.0			44.6	
健康福祉部	7.4	-15.8	69.2	1.7			50.4
都市整備部	-7.0		-100.0			-100.0	
教育部	3.1	10.8	-1.3	-10.6	0.0	139.9	0.5
合計	4.2	10.5	41.3	-8.5	-39.7	-46.9	1.0



### (3) 施設タイプ別の二酸化炭素排出量（2011（平成23）年度・2012（平成24）年度）

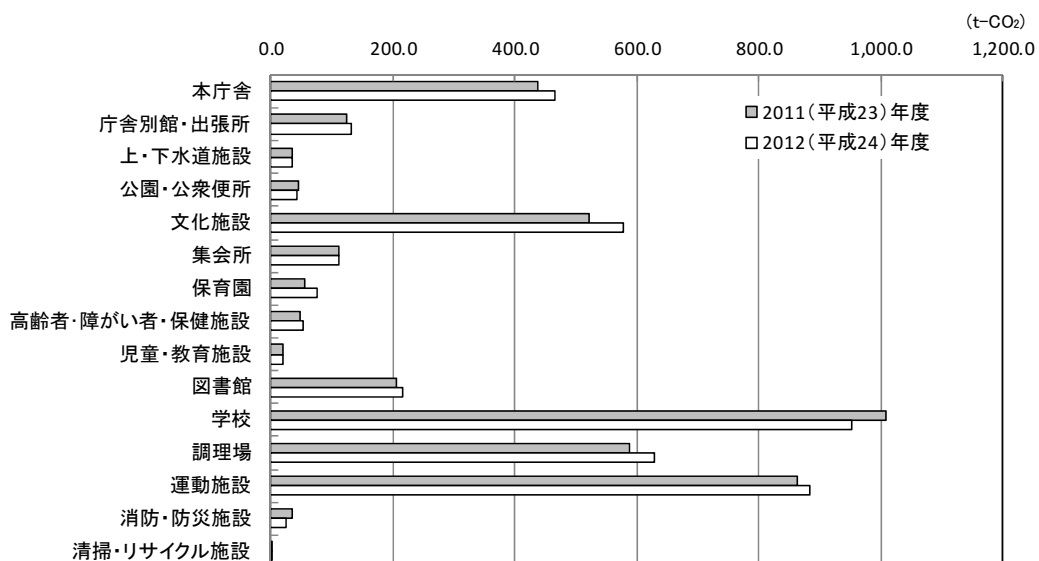
建物の用途・使用状況に応じて、使用するエネルギーが異なります。地球温暖化対策の取組は使用するエネルギーにより異なることから、第二次計画における評価対象の年度である2011（平成23）年度及び2012（平成24）年度について、施設タイプ別に二酸化炭素の排出状況を検証しました。

その結果、小・中学校などの「学校施設」や五日市ファインプラザなどの「運動施設」、秋川キララホールなどの「文化施設」の排出量が多いことが分かりました。

#### ●施設タイプ別の施設二酸化炭素排出量（2011（平成23）年度・2012（平成24）年度）

施設タイプ	2011(平成23)年度		2012(平成24)年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成 (%)
本庁舎	437.1	10.7	466.3	11.1
庁舎別館・出張所	124.0	3.0	131.1	3.1
上・下水道施設	34.6	0.9	34.0	0.8
公園・公衆便所	46.0	1.1	41.6	1.0
文化施設	522.2	12.8	576.6	13.7
集会所	109.9	2.7	110.4	2.6
保育園	54.4	1.3	75.6	1.8
高齢者・障がい者・保健施設	46.8	1.2	52.6	1.2
児童・教育施設	19.6	0.5	19.9	0.5
図書館	206.2	5.0	216.8	5.1
学校	1,007.2	24.6	951.2	22.6
調理場	586.5	14.3	627.8	14.9
運動施設	862.6	21.1	882.4	21.0
消防・防災施設	34.1	0.8	24.1	0.6
清掃・リサイクル施設	0.1	0.0	0.1	0.0
合計	4,091.3	100.0	4,210.5	100.0

#### ●施設タイプ別の施設二酸化炭素排出量の比較 （2011（平成23）年度・2012（平成24）年度）



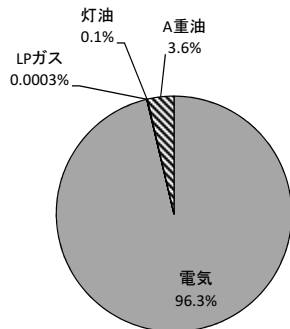
排出量が大きい施設タイプ（年間排出量 200 t-CO<sub>2</sub> 以上で、合計すると全体の 9 割以上を占めているタイプ）について、使用されるエネルギーの内訳を示したものが次の図です。

大半の施設において、燃料種別では電気が多くを占めており、また、電気以外では、空調が主な用途となる都市ガス、A 重油、灯油が多く使われています。

一方、3か所の学校給食センター（調理場）では、A 重油が多くなっています。

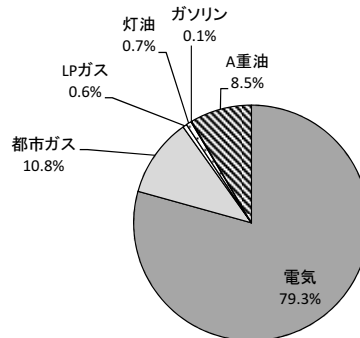
### ●施設タイプ別の施設二酸化炭素排出量の内訳（2012（平成 24）年度）

本庁舎、庁舎別館・出張所



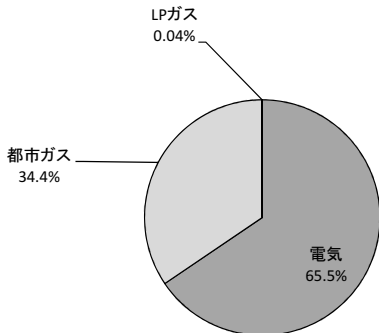
2012(平成24)年度: 597.4t-CO<sub>2</sub>

文化施設



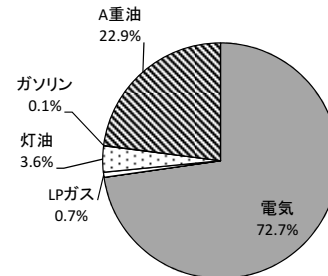
2012(平成24)年度: 576.6t-CO<sub>2</sub>

図書館



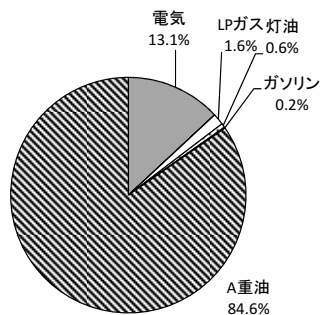
2012(平成24)年度: 216.8t-CO<sub>2</sub>

学校



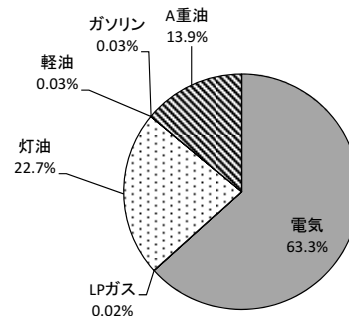
2012(平成24)年度: 951.2t-CO<sub>2</sub>

調理場



2012(平成24)年度: 627.8t-CO<sub>2</sub>

運動施設



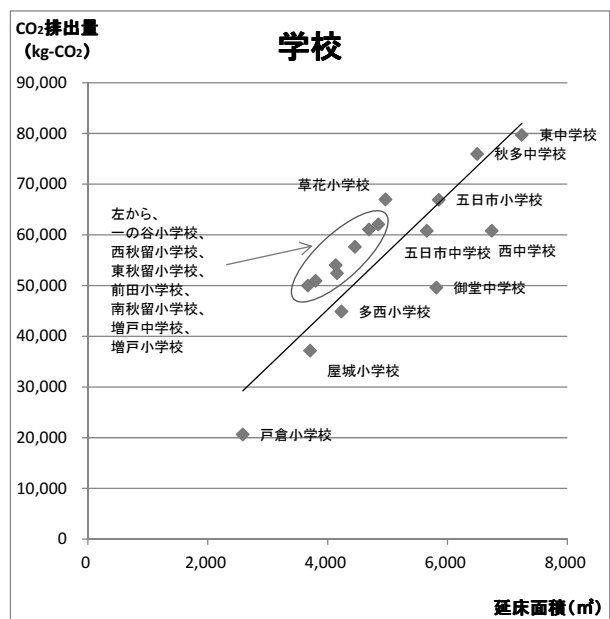
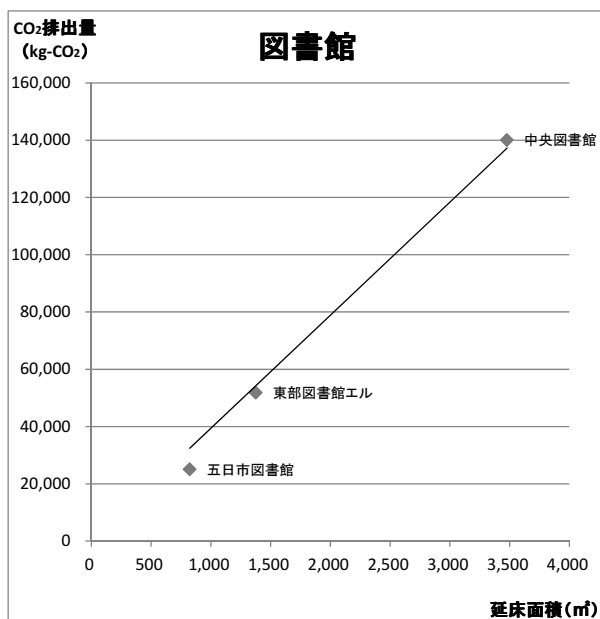
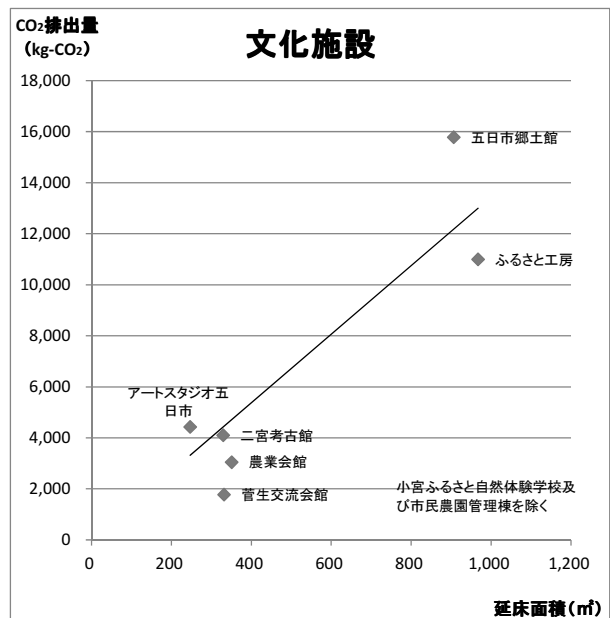
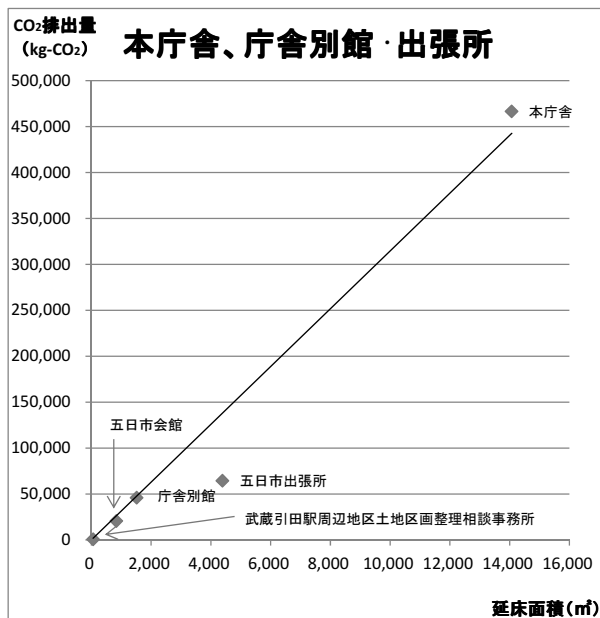
2012(平成24)年度: 882.4t-CO<sub>2</sub>

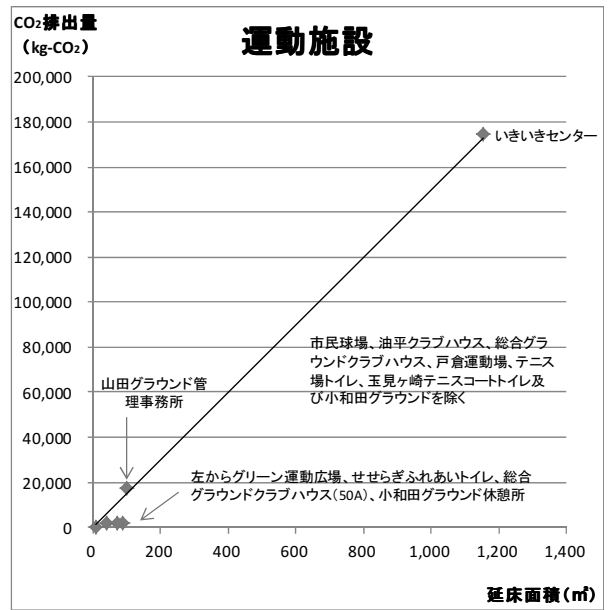
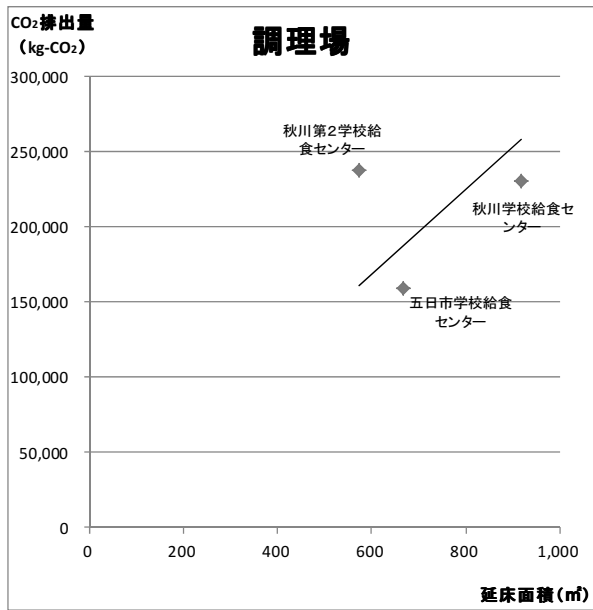
#### (4) 施設タイプ別の延床面積当たり施設二酸化炭素排出量（2012（平成24）年度）

排出量が多い施設タイプのうち計画期間中に指定管理者に移行した施設等（秋川ふれあいセンター、あきる野ルピアなど。15頁参照）を除いた施設について、各施設の延床面積を横軸、二酸化炭素排出量を縦軸として表示したものが次の散布図です。それぞれの図において、傾きを示す直線より上回っている施設については、そのタイプの平均的な延床面積当たり二酸化炭素排出量を上回っていることとなり、優先した地球温暖化対策が必要であることとなります。

しかしながら、施設タイプの中で極端に延床面積当たりの二酸化炭素排出量が多い施設はなく、各施設において一定の地球温暖化対策が実施されていることの裏付けとなっています。

#### ●施設二酸化炭素排出量と延床面積との関係（2012（平成24）年度）





### 3 第二次計画の目標達成状況

#### (1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標（主要目標）達成状況

主要目標（部門別を含む）の達成状況の評価を次頁の表に整理しました。

第二次計画の主要目標は、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、評価対象である2011（平成23）年度及び2012（平成24）年度における平均値において、基準排出量 5,316t-CO<sub>2</sub> から 6%削減することとし、目標排出量は 4,997t-CO<sub>2</sub> です。

基準排出量とは、2005（平成17）年度及び2006（平成18）年度の排出量を平均化した総排出量 4,951t-CO<sub>2</sub> に、第二次計画の期間中の単純見通し量（施設改修等に伴う二酸化炭素排出量の増加予測量）の推計結果最大値 365 t-CO<sub>2</sub> を加えた値です。

また、6%の排出量削減を達成するために、エネルギー使用量の大きな施設等を対象とした重点的な取組による排出量削減と全ての施設における共通的な取組による排出量削減について、それぞれ数値目標を設定し、これに基づき、部門別の排出量及び総排出量の目標値を設定しています。

市の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量の2011（平成23）年度実績値は 4,184 t-CO<sub>2</sub>、2012（平成24）年度実績値は 4,301 t-CO<sub>2</sub> であることから、2011（平成23）年度及び2012（平成24）年度の平均値は 4,242.5 t-CO<sub>2</sub> となり、基準排出量からの削減率は▲20.2%となりました。したがって、2011（平成23）年度及び2012（平成24）年度における削減目標である6%の水準に到達しており、目標は達成できたこととなります。

ただし、地球温暖化は現在も進行し続けていることから、引き続き、ソフト面の取組を実施するとともに、更なる対策によりエネルギー使用量を削減する、設備改修などがあった場合は可能な範囲で技術的削減対策を実施するなど、削減量の更なる向上を目指していくことが必要です。

部門ごとの2011（平成23）年度及び2012（平成24）年度の平均値をみると、基準排出量からの削減率が、総務部では▲21.9%、健康福祉部では▲6.0%、都市整備部では▲22.9%、教育部で▲21.1%と目標を達成する結果となりました。一方、施設の用途変更や施設の追加（ふるさと工房五日市）があった市民部や環境経済部においては、排出量が削減された期間もあるものの、基準排出量を上回る結果となりました。

●第二次計画における主要目標の達成状況の評価

部門・主な要因	基準 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	2011 (平成 23) 年度 (t-CO <sub>2</sub> )	2012 (平成 24) 年度 (t-CO <sub>2</sub> )	2011 (平成 23) 年度と 2012 (平成 24) 年度の 平均値 (t-CO <sub>2</sub> )	基準排 出量か らの削 減率	目標 削減率	評価(◎○△×ー)
総務部	814	625	647	636.0	▲21.9%	▲3.3%	◎:十分に目標を達成した。
本庁舎	588	437	466	451.5			
庁舎別館	47	43	46	44.5			
地区会館	109	110	110	110.0			
市民部	88	92	97	94.5	7.4%	▲7.1%	×:目標は未達成となった。五日市会館、五日市保健センターでは運用方法の変化などにより、排出量が増加したことが要因である。
五日市出張所	70	60	64	62.0			
五日市会館	12	20	20	20.0			
環境経済部	24	17	35	26.0	8.3%	▲3.0%	×:新たな施設が算定対象に含まれたことにより、排出量が増加し、目標は未達成となった。
健康福祉部	225	194	229	211.5	▲6.0%	▲5.3%	○:目標を達成した。しかし保育園などで前年度から排出量が増加しており、今後の対策が必要である。
秋川ふれあいセンター	99	85	91	88.0			
保育園	66	54	76	65.0			
都市整備部	85	68	63	65.5	▲22.9%	▲3.0%	◎:十分に目標を達成した。
教育部	3,953	3,095	3,140	3117.5	▲21.1%	▲6.7%	◎:十分に目標を達成した。
中央図書館	199	137	140	138.5			
中央公民館・秋川体育館	392	236	250	243.0			
いきいきセンター	262	158	174	166.0			
市民プール	242	226	230	228.0			
五日市ファインプラザ	461	443	431	437.0			
秋川キララホール	162	126	142	134.0			
あきる野ルピア	106	43	46	44.5			
車両関係	126	94	90	92.0	▲27.0%	▲3.0%	◎:十分に目標を達成した。
総排出量	5,316	4,184	4,301	4242.5	▲20.2%	▲6.0%	

※ 排出量等の数値は、今後、政令に基づき再算定の可能性がある。端数処理により加除が一致しない場合や計画目標値と実績値の差分が達成度の数値と一致しない場合がある。施設については増減の主な要因等の観点から抽出したものである。

## (2) 取組目標に関する目標達成状況

第二次計画においては、主要目標のほか、温室効果ガス排出量の削減に直接的又は間接的につながる取組目標を設定しています。

取組目標に関する目標達成状況は次のとおりとなります。なお、取組目標の区分などは、第二次計画に準じています。

1 財やサービスの購入・使用等に関する取組			
(1) 財やサービスの購入に当たっての配慮			
配慮項目	目 標	達成状況	評価
①自動車	公用車の低公害車・良燃費車の導入率を把握し、向上させる。	21.0% (H18) →29.6% (H24)	○
②エネルギー消費機器	総燃料の平均的な単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量（ある熱量を得るのに排出される二酸化炭素排出量）を平成 18 年度より削減する。	0.199kg-CO <sub>2</sub> /MJ (H18) →0.190 kg-CO <sub>2</sub> /MJ (H24)	○
③用紙類	用紙の購入時には白色度を把握し、70%程度以下のものを選択する。	使用頻度の高いコピー用紙又はプリンター用紙については、白色度70%のものを選択	○
(2) 財やサービスの使用に当たっての配慮			
配慮項目	目 標	達成状況	評価
①自動車	公用車の燃料使用量を、平成 18 年度比で平成 24 年度までに約 3%削減する。	50,983 リットル (H18) →37,263 リットル (H24) 26.9%の削減を達成	○
	低公害車・良燃費車の優先的利用を行い、良燃費車利用指標（※）を向上（低下）させる。	0.866 (H18) →0.828 (H24)	○
	車 1 台ごとの走行距離、燃費を把握し、走行距離当たりの平均二酸化炭素排出量を削減する。	H18 : 0.246 kg-CO <sub>2</sub> /km (9.46km/リットル) H24 : 0.223 kg-CO <sub>2</sub> /km (10.44 km/リットル)	○
②水の使用	水の使用量を把握し、平成 18 年度比で平成 24 年度までに増加させない。	144,168 m <sup>3</sup> (H18) →129,849 m <sup>3</sup> (H24)	○
③用紙類の使用	用紙類の使用量を、平成 18 年度比で平成 24 年度までに増加させない。	60,075kg (H18) →75,105kg (H24)	×
(3) 廃棄に当たっての配慮			
配慮項目	目 標	達成状況	評価
①廃棄物の減量	一般廃棄物排出量、産業廃棄物排出量、資源回収量について把握し、廃棄物排出量の抑制を図る。	エコ活動を通じて、廃棄物排出量等を把握し、排出量の抑制に取り組んでいる。	—

### ※ 良燃費車利用指標

良燃費車を利用している度合いを示す本計画独自の指標です。

各公用車の単位走行距離当たりの二酸化炭素排出量を「e」とします。

走行距離で加重平均した e の平均値について、単純な e の平均値で割った際に、良燃費車が多く使われるほど、数値が低下していきます。

2 建築・建設物の建築、管理等に関する取組			
(1) 建築・建設物の設計・施工に当たっての配慮			
(2) 建築・建設物の管理に当たっての配慮			
配慮項目	目 標	達成状況	評価
①既存の建築物における省エネルギー対策	小中学校を除く大規模施設（年間平均排出量が30 t-CO <sub>2</sub> 以上の施設）や建築年数が10年以上の施設を対象に、少なくとも3件以上を目安に、施設のエネルギーの使用状況などの省エネルギーに係る診断を実施し、ESCOの導入可能性を具体的に検討する。	大規模公共施設のエネルギー使用量等について調査したところ、本市の大規模公共施設は単位当たりのエネルギー使用量について、他の同種の施設と比較して効率がよく、ESCOの導入による事業者のメリットが確保できない状況であった。	—
(3) 森林の整備・保全の推進			
目 標		達成状況	評価
「あきる野市森林整備計画」に基づき、植林、保育、間伐などの森林の整備や管理・保全を推進する。		森林整備計画に基づき、市有林の適正管理などを進めた。 (市有林の二酸化炭素吸収量・固定量は後述。)	—

#### 4 森林による二酸化炭素吸収量・固定量

市では、毎年継続的に、市有林の管理育成事業を実施しています。現在のところ、針葉樹 442.7ha、広葉樹 149.9ha の市有林があります（2009（平成 21）年 9 月現在）。

これらの市有林における二酸化炭素吸収量・固定量は、市有林以外の森林における二酸化炭素吸収量・固定量の動向から推計すると、2009（平成 21）年度が 2,768.9t-CO<sub>2</sub>、2010（平成 22）年度が 2,920.2t-CO<sub>2</sub> となり、微増傾向と推測されます。

森林を管理（適正な伐採、造林、保育などの実施による森林の維持・管理）することで、二酸化炭素の吸収・固定や水源かん養、生物多様性の保全などの森林の多面的機能の向上に資することから、地球温暖化防止にもつながります。

#### ●市有林による二酸化炭素吸収量・固定量 (2009（平成 21）年度、2010（平成 22）年度)

項 目	森林面積 (ha)	市有林による CO <sub>2</sub> 吸収量 (t-CO <sub>2</sub> )	
		2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度
人工林	針葉樹	442.7	2,499
	広葉樹	149.9	270
合 計	592.6	2,769	2,920

法令上、市有林による二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの吸収量・固定量は、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量から控除することはできませんが、第二次計画においては、市有林の管理育成事業による温室効果ガスの吸収量は、計画の終了時に取組の成果として取り扱うこととしていました。



## 第3章 第三次計画の目標

### 1 主要目標に係る基準排出量の設定

#### (1) 温室効果ガス排出量算定対象施設の整理

本計画の主要目標を定めるに当たり、基準排出量を設定するため、対象範囲の考え方(3頁参照)に基づき、温室効果ガス排出量の算定対象とする施設の整理を行いました。

具体的には、第二次計画期間中に指定管理者制度等に移行した施設を算定対象から除外するとともに、市が管理を行っている「ふるさと工房五日市」、節電対策の一つとして注目が集まっている「街路灯・防犯灯」を算定対象として加えました。

#### <算定対象から除外する施設(指定管理者制度等に移行)>

- ・秋川ふれあいランド公衆トイレ(観光商工課)
  - ・秋川橋河川公園公衆トイレ(観光商工課)
  - ・リバーサイドパークーの谷公衆トイレ(観光商工課)
  - ・秋川ふれあいセンター(生活福祉課)
  - ・あきる野ルピア(生涯学習スポーツ課)
  - ・市民プール(生涯学習スポーツ課)
  - ・五日市ファインプラザ(生涯学習スポーツ課)
  - ・中央公民館・秋川体育館(生涯学習スポーツ課)
  - ・秋川キララホール(生涯学習スポーツ課)
  - ・東秋留保育園(児童課)
  - ・西秋留保育園(児童課)
- } 運営が民営化したため、本計画の対象外

※ 課名は2013(平成25)年度現在で標記

#### <算定対象に加える施設>

- ・ふるさと工房五日市(実質は2012(平成24)年度から追加)
- ・街路灯・防犯灯(※)

※ 街路灯・防犯については、第一次計画及び第二次計画においては、市民の安全・安心に資する施設との観点から、地球温暖化対策の対象として馴染まないとの位置付けをしていました。しかしながら、LED照明の普及や東日本大震災等を経て街路灯・防犯灯の節電対策も重要視されるようになってきていることから、本計画から温室効果ガス排出量の算定対象とし、地球温暖化対策の措置を講じていくこととしました。

## (2) 排出係数の見直し

温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量に排出係数を乗じて算定されます。排出係数はエネルギーごとに定められ、必要に応じて見直しがされています。

また、排出係数のうち、特に電気に係るものについては、各事業者の発電方法の変更により、毎年度見直しが行われています。電気の排出係数は、2011（平成23）年度に発生した福島第一原子力発電所事故に伴う原子力発電所の稼働低下から、火力発電所などが再稼働したことに伴い、第二次計画時や2010（平成22）年度と比べ、大幅に上昇しています。このため、電気使用量が同様でも、排出係数の上昇により温室効果ガス排出量が増加するという状況が生じています。

第一次計画及び第二次計画では、地球温暖化対策の成果を把握するため、排出係数は固定したものをを用いていましたが、本計画は、実際に即したものとするため、当該年度の排出係数を使用します。また、取組の成果を把握する際は、基準年度と同様の排出係数を使用し、温室効果ガス排出量の算定も行います。

### <排出係数の変化の例>

	電気	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス	都市ガス
単位	kgCO <sub>2</sub> /kWh	kgCO <sub>2</sub> /L	kgCO <sub>2</sub> /L	kgCO <sub>2</sub> /L	kgCO <sub>2</sub> /L	kgCO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	kgCO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
第二次計画	0.339	2.32	2.49	2.62	2.71	6.22	2.20
2010（平成22）年度	0.374	2.32	2.49	2.59	2.71	6.22	2.21
2012（平成24）年度	0.463	2.32	2.49	2.59	2.71	6.21	2.21

## (3) 2010（平成22）年度及び2012（平成24）年度の排出量の再算定

(1) 及び (2) から、東日本大震災前の2010（平成22）年度と最新値である2012（平成24）年度の排出量について再算定を行いました。

### ① 2010（平成22）年度

項目	第二次計画の排出係数を使用 (t-CO <sub>2</sub> )	2010（平成22）年度の排出係数を使用 (t-CO <sub>2</sub> )
第二次計画における実績値	4,706	5,030
算定対象から除外する施設	1,421	1,530
算定対象に加える施設	809	891
計算結果	4,094	4,391

### ② 2012（平成24）年度

項目	第二次計画の排出係数を使用 (t-CO <sub>2</sub> )	2012（平成24）年度の排出係数を使用 (t-CO <sub>2</sub> )
第二次計画における実績値	4,301	5,304
算定対象から除外する施設	1,232	1,559
算定対象に加える施設	809	1,101
計算結果	3,878	4,846

#### (4) 温室効果ガス排出量に係る今後の単純見通し

基準排出量の設定に当たり、2013（平成 25）年度から 2020（平成 32）年度までの本計画の期間において、現況以上の地球温暖化対策が行われないと仮定し、温室効果ガス排出量の増減見通し（以下「単純見通し増減量」といいます。）の試算を行いました。

計画期間において実施が予定されている施設改修や設備導入、より CO<sub>2</sub> 排出の少ない燃料種への切り替えなどによる単純見通しでは、89t-CO<sub>2</sub>の温室効果ガス排出量の増加が見込まれました。（排出係数は 2012（平成 24）年度のものを使用）

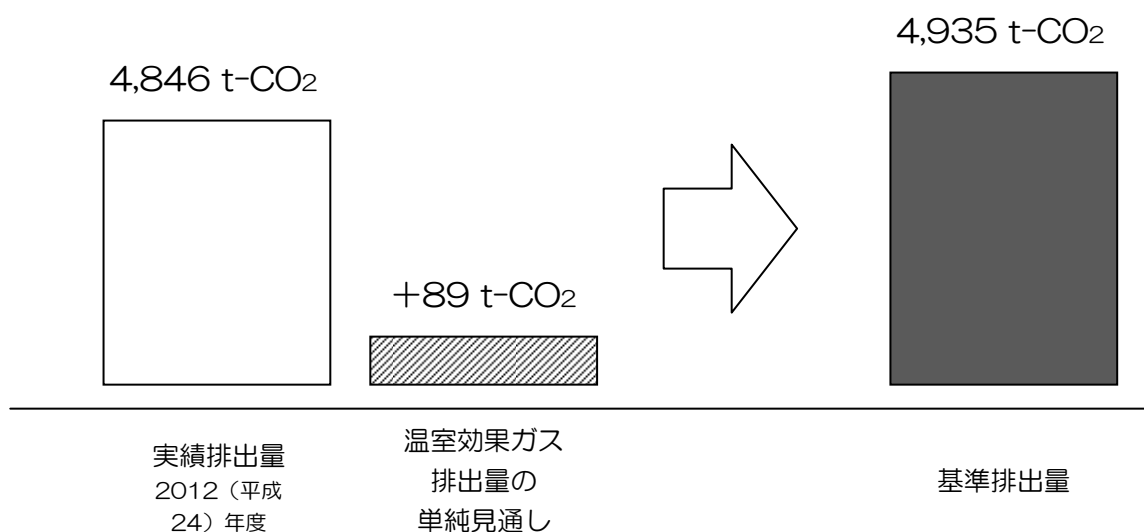
##### <温室効果ガス排出量に変更を与える主な要因>

- ・ 小中学校におけるエアコン（ガスヒートポンプ）の導入（教育総務課）
- ・ 南秋留児童館における業務用エアコンの導入（児童課）
- ・ 施設を使用する職員数の増加（五日市出張所）
- ・ 五日市図書館における施設及び設備の改修（図書館）

#### (5) 基準排出量の設定

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標の基礎となる基準排出量は、福島第一原子力発電所事故等に伴う影響や今後のエネルギーのあり方などを考慮し、2012（平成 24）年度の排出係数により再算定した 2012（平成 24）年度の排出量（4,846 t-CO<sub>2</sub>）に、単純見通し（89t-CO<sub>2</sub>）を加えた 4,935t-CO<sub>2</sub>とします。

##### ●実績排出量、単純見通し増減量、基準排出量の考え方



## 2 主要目標

### (1) 主要目標の設定

1の(2)及び(3)が示すとおり、福島第一原子力発電所事故等の影響に伴い、電力の排出係数が上昇したことから、電力の使用量等が変わらなくとも、温室効果ガス排出量は大幅に増える状況となりました。

一方、地球温暖化は日々進行していることから、温室効果ガスの排出量を減らしていかなければなりません。

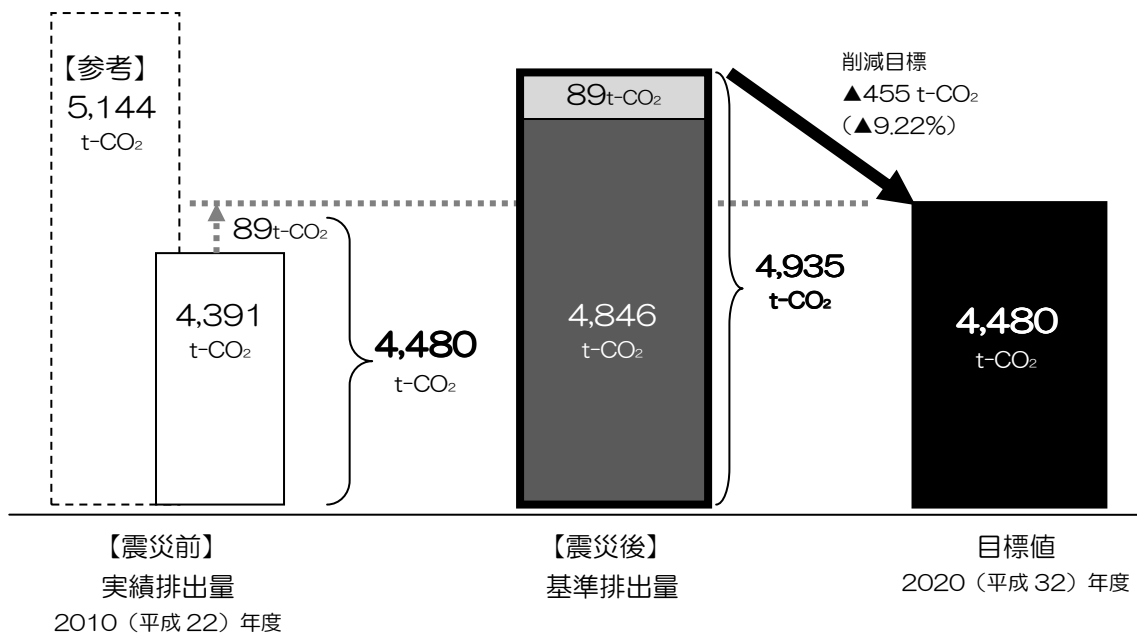
こうしたことから、本計画の主要目標は、温室効果ガス排出量を、今後の排出係数の変化に関わらず、東日本大震災前の水準以下にすることを目指し、次のとおりとします。

2020（平成 32）年度における温室効果ガス排出量を  
**4,480 t-CO<sub>2</sub> 以下とします**

※排出係数は当該年度のものを使用する。

#### ●主要目標の考え方

2010（平成 22）年度について、  
2012（平成 24）年度の排出係  
数で算定した値



※ 主要目標値（4,480 t-CO<sub>2</sub>）は、震災前の実績排出量である 4,391 t-CO<sub>2</sub>（2010（平成 22）年度の温室効果ガス排出量を当該年度の排出係数で再算定）に、温室効果ガス排出量の単純見通しである 89 t-CO<sub>2</sub>を加えたものです。

- ※ 主要目標値（4,480 t-CO<sub>2</sub>）は、基準排出量（4,935 t-CO<sub>2</sub>）に対し、▲455 t-CO<sub>2</sub>（▲9.22%）の削減を図るものです。
- ※ 2010（平成 22）年度について、2012（平成 24）年度の排出係数で算定した値（5,144 t-CO<sub>2</sub>）からは、▲664 t-CO<sub>2</sub>（▲12.91%）の削減に相当します。

## （2）主要目標の達成に向けて

主要目標の達成のためには、市民サービスや職員の執務環境の確保に配慮しつつ、職場での節電や省エネルギーなどのエコ活動の継続・徹底を図ります。また、施設・設備の更新などの機会をとらえ、エネルギー効率の高い設備等の積極導入、再生可能エネルギーの導入、二酸化炭素の排出が少ない燃料種への切り替えなどを順次導入していきます。

市有林の管理育成事業による温室効果ガスの吸収量・固定量については、森林の管理を通じて、二酸化炭素の吸収・固定や水源かん養、生物多様性の保全などの森林の多面的機能の向上に資する観点から、本計画の終了時に取組の成果として取り扱うこととします。

なお、主要目標は、全部門で共有し、各部門の特性に応じた取組を進めていくものとします（第二次計画において定めていた部門別の目標については、温室効果ガス排出量算定対象施設の減少などから特に定めません）。

また、計画期間中の温室効果ガス排出量の算定に当たっては、当該年度の排出係数を使用するものとします。ただし、本計画に基づく取組成果等を把握するため、基準年度と同様の排出係数を用いた温室効果ガス排出量の算定も行います。

### 3 取組目標

本計画においても、第二次計画に引き続き、温室効果ガス排出量の削減に、直接的又は間接的につながる取組目標の設定を行います。また、取組目標の設定に当たっては、地域推進計画との整合性を担保するため、地域推進計画の取組のテーマ設定（後述）に合わせ、新たな体系とします。

また、取組目標の設定における基準年度は、主要目標と同様に 2012（平成 24）年度とします。

#### ●取組目標

取組のテーマ	項目	取組目標	目標値など (二酸化炭素削減効果)	2012（平成 24） 年度の状況
【テーマ1】 生活や事業活動における省エネの推進	用紙類	用紙の購入時には白色度を把握し、70%以下のものを選択する。	用紙白色度 70%	使用頻度の高いコピー用紙やプリンター用紙については、白色度 70%のものを選択
	用紙類の使用	用紙類の使用量を、平成 24 年度比で平成 32 年度までに増加させない。	用紙類使用量 73,000 kg	H24：75,105kg
	水の使用	水の使用量を把握し、平成 24 年度比で平成 32 年度までに増加させない。	水の使用量 125,000 m <sup>3</sup>	H24：129,849 m <sup>3</sup>
【テーマ2】 資源循環型社会の構築に向けた取組の推進	廃棄物の減量	一般廃棄物排出量、産業廃棄物排出量及び資源回収量の把握に努めるとともに、廃棄物排出量の抑制を図る。	廃棄物排出量等の把握に努めるとともに、抑制を図る。	エコ活動を通じて、廃棄物排出量等を把握し（一部施設）、排出量の抑制に取り組んでいる。
【テーマ3】 移動手段における地球温暖化対策の推進	自動車	公用車の低公害車・低燃費車の導入率を把握し、向上させる。	導入率 45.0% (16 t-CO <sub>2</sub> )	H24：29.6%
		公用車の燃料使用量を、平成 24 年度比で約 5%削減する。	削減率 約 5% =1918.6 リットル (4.5 t-CO <sub>2</sub> )	H24： 37,263 リットル
		低公害車・低燃費車の優先的利用を行い、良燃費車利用指標（13 頁参照）を向上（低下）させる。	良燃費車 利用指標 0.803	H24：0.828
		車 1 台ごとの走行距離、燃費を把握し、走行距離当たりの平均二酸化炭素排出量を削減する。	車 1 台ごとの走行距離、燃費を把握する。 0.216 kg-CO <sub>2</sub> /km 10.75 km/リットル	H24： 0.223kg-CO <sub>2</sub> /km 10.44km/リットル

～次頁に続く～

～前頁より～

取組のテーマ	項目	取組目標	目標値など (二酸化炭素削減効果)	2012(平成24)年度 の状況
【テーマ4】 建物・設備における地球温暖化対策の推進	エネルギー消費機器	燃料別の平均的な単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量(ある熱量を得るのに排出される二酸化炭素排出量)を、平成24年度より削減する。	燃料別の平均的な単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量 0.184 kg-CO <sub>2</sub> /MJ	H24: 0.190 kg-CO <sub>2</sub> /MJ
	既存の建築物における省エネルギー対策	公共施設の改修等に当たり、単位当たりのエネルギー使用量の削減に通じる方策等を検討し、実施する。	施設改修等に伴う二酸化炭素削減量 (434.5 t-CO <sub>2</sub> )	—
【テーマ5】 緑の活用と地産地消の推進	森林の整備・保全の推進	「あきる野市森林整備計画」に基づき、植林、保育、間伐などの森林の整備や管理・保全を推進する。	森林の整備や管理・保全を推進する。	森林整備計画等に基づき、市有林の適正管理などを進めた。
	緑の活用	公共施設においてグリーンカーテンに取り組む。	グリーンカーテンに取り組む。	一部施設でグリーンカーテンに取り組んだ。

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1 テーマ設定

本計画における取組は、現在策定中の地域推進計画を視野に入れ、次の6つのテーマとします。

●本計画における6つの取組テーマ

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 生活や事業活動における省エネの推進</li><li>(2) 資源循環型社会の構築に向けた取組の推進</li><li>(3) 移動手段における地球温暖化対策の推進</li><li>(4) 建物・設備における地球温暖化対策の推進</li><li>(5) 緑の活用と地産地消の推進</li><li>(6) 様々な主体の連携による地球温暖化対策の推進</li></ul> |
|---|

### 2 取組の具体的内容

各テーマ別に具体的な取組の内容について示します。このうち、●を付した項目は重点的に推進する取組（重点的な取組）となります。

重点的な取組については、第5章において取組の推進についてさらに詳細を示しています。

## テーマ1 生活や事業活動における省エネの推進

### 1-1 省エネ型事業活動の推進

#### (1) 照明

- ・ 始業前の施設や職場での一斉点灯を見直す。
- ・ 使用していない部屋等は消灯し、点灯も必要最小限とする。
  - ※ 執務中の部屋であっても、支障がない個所は消灯する。
- ・ 蛍光灯点灯個所を削減する（使わない電灯を間引く）。
- ・ 就業後、不要な個所は、消灯する。
- ・ 屋外照明の点灯時間を短くする。

#### (2) 事務機器

- ・ 使用時以外はOA機器の電源を切っておく。
- ・ 年末年始といった長期の休日の際はコンセントに接続している機器の一斉確認、不用物のコンセントの引き抜きを行うことで、待機電力を削減する。
- ・ パソコンのモニターが明るすぎないように調節する。



- ・機器の省エネルギーモード設定の適用などにより、使用面での省エネルギーを行う。
- ・既存のOA機器、家電製品、照明器具などのエネルギー効率について把握する。
- ・事務室のパソコンやプリンターなどのOA機器、各所のテレビ、喫煙室の空気清浄機等の機器は、就業後や長時間使用しないときなど、実質的な使用時以外は電源を切る（朝、一斉に電源を入れるのではなく、使用する際に電源を入れる）。

### **(3) 節電**

- ・3階層以内の移動は、原則としてエレベーターを使用しない。
- ・階層にかかわらず、原則として下りのエレベーターを使用しない。
- ・自動ドアは、原則として使用しない。
- ・会議時間を短縮する。
- ・給湯機器の効率的使用を図る（午後3時30分で電源を落とす）。
- ・給湯機器及び水の温度設定を必要以上に高くしない。
- ・トイレの便座シートや温水洗浄便座の温度設定を高くしない。
- ・トイレの温水洗浄便座や暖房便座の電源は休業日等使用しないときは切る。
- ・トイレの温水洗浄便座や暖房便座を使わないときはふたを閉める。
- ・個人用電気機器は、原則として使用禁止する。

### **(4) 電力対策**

- ・施設や事務及び事業におけるエネルギー使用量、温室効果ガス排出量などの把握・周知を行う。
- ・必要に応じて電力需給に関する情報提供を行う。
- ・ピークシフトのための取組を推進する。

### **(5) 水**

- ・一斉お茶入れを廃止する。
- ・こまめに水道栓を開閉し、流したままにしない。
- ・植木などに水をあげるときには、雨水や残り水を使用する。
- ・水漏れ点検を徹底する。
- ・公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用などの改善を図る。
- ・排水再利用、雨水利用設備について日常の管理を徹底する。

### **(6) 用紙**

- ・会議資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・庁内情報システム・電子メールを活用する。
- ・資料、印刷物の必要部数を確認して、必要以上印刷・コピーをしない。
- ・資料等は、原則として両面印刷コピーとする。
- ・A3版の資料で可能なものは、A4版に縮小する。

- ・コピー機は使用後必ず標準モードにし、ミスコピーの防止に努める。
- ・使用済み用紙の再使用（裏紙使用）・再生利用を徹底する。
- ・使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ・印刷物については、再生紙を使用するものとし、その際には、印刷物に古紙パルプ配合率を明記するよう努める。
- ・用紙類の年間使用量を各課単位で適切に把握する。

## **(7) 共通**

- ・事務等の効率化を図り、超過勤務の縮小に努める。
- ・環境研修を新規職員や非常勤職員の採用時などに必要に応じて実施する。

## **(8) 空調**

- ・冷房は 28℃、暖房は 19℃を目安に適正運転を行う（利用者の快適性に配慮し、無理のない工夫を行う）。
- ・夏季及び冬季において、快適に過ごせるようにそれぞれクールビズ、ウォームビズを実施する。
- ・冷暖房時には、ブラインドなどを活用して空調効率を高める。
- ・冷暖房中の窓や出入口の開放禁止を徹底する。
- ・冷房期間において、室温より外気温が低い場合、外気冷房を行う。
- ・空調設備の清掃実施頻度を把握し、見直しを行う。
- ・集中冷暖房施設がある場合は、空調時間を定期的に記録し、原則として毎年度の減少を目標とする。
- ・冷却性能の低下をはじめとする異常が認められた場合は、冷媒の漏えいの可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。
- ・ボイラーの空気比を確認し、エネルギー損失を防ぐ。
- ・空調設備の運転方法の変更など、省エネルギーになる可能性のある対策を立案し、積極的に試みる（適宜、委託業者とのコミュニケーションを図る）。
- ・コンピュータ室の冷房については、コンピュータの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げるなどの適正な運用に努める。
- ・フィルターの清掃をする（月に1回又は2回程度）。
- ・会議室等を使用する前は、必要最小限の予熱冷暖房とする。

## **(9) その他**

- ・エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- 市民が利用する施設においては、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいること（当該施設で実施している措置内容）を周知する方策を実施する。
- ・空調機器に使用されているフロンをの漏えいを予防するための点検を行う。

## 1 - 2 環境に配慮した消費行動の実践

### (1) グリーン購入

- ・ 物品等を購入する前に、必要性を十分検討する。
- ・ 環境に配慮した物品（環境配慮商品）を購入する。環境に配慮した物品の基準として、契約管財課が作成する単価契約一覧表にグリーン購入対象物品として印がついているものや、エコマーク、グリーンマーク、リサイクルマーク、国際エネルギースタープログラム、省エネラベリング等の環境ラベルがついているもの、環境省のグリーン購入法特定調達物品のデータベース及びグリーン購入ネットワークのデータベース等に掲載されているものとする。また、資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品を積極的に選択する。
- ・ 物品の調達時は、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料の使用が促進されるよう、製品の仕様などを事前に確認する。
- ・ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品を積極的に選択する。
- ・ リサイクルルートの確立している原材料から作られた製品を積極的に選択する。
- ・ リサイクルの仕組みが確立している包装材の使用製品を積極的に選択する。
- ・ 文具類、機器類、制服・作業服といった物品の購入時は、再生材料から作られた物品を積極的に選択する。

### (2) 用紙購入

- ・ コピー用紙等の購入時には白色度を把握し、70%程度以下のものを選択する。
- ・ 古紙パルプ配合率が高い再生紙を選択し、購入用紙全体での古紙パルプ配合率の把握・向上に努める。古紙パルプ以外の部分については、環境に配慮されたパルプ（森林認証材、間伐材）から製造された用紙を選択する。
- ・ 発注印刷物については、再生紙を使用するものとし、その際には、印刷物に古紙パルプ配合率を明記するよう努める。
- ・ 間伐材、小径材といった木材や未利用繊維などの利用状況の低位な原材料から作られた製品を積極的に選択する。

### (3) その他

- ・ 詰め替え可能な洗剤、文具などを選択する。
- ・ 弁当・飲料容器などは、リターナブル容器で販売されるものを積極的に選択する。
- ・ 簡略に包装された商品積極的に選択する。
- ・ 冷蔵庫や空調機、カーエアコンなどの購入時には、HFCs の代替物質を使用した製品や、HFCs を使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい製品を積極的に選択する。
- ・ エアゾール製品の購入時は、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品を積極的に選択する。

## テーマ2 資源循環型社会の構築に向けた取組の推進

### 2-1 ごみの減量（リデュース）、再資源化（リサイクル）及び再使用（リユース）

#### （1）ごみの減量（リデュース）

- ・ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄や余分な物品購入の防止に努める。
- ・ お昼のお弁当購入時や出入りの業者から箸を断り、マイ箸を利用する。
- ・ 紙コップは使用せずマイカップを利用する。
- ・ 自動販売機で購入した飲料水の缶、紙コップ等は、購入した場所の空缶等回収箱（自動販売機設置業者が回収）へ戻す。
- ・ 包装ビニール、包装用ダンボール等不必要なものは、可能な限り納入業者に持ち帰ってもらう。
- ・ カレンダー、手帳、営業用のチラシ等は、原則として受け取らない。
- ・ 仕事以外で発生するごみは、原則として持ち帰る。
- ・ シュレッダーの使用はすぐに裁断の必要がある秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

#### （2）再資源化（リサイクル）

- ・ 紙類は、ほとんどのものがリサイクル可能なため、資源にならない紙類（ティッシュペーパー、感熱紙、油紙、写真、防水加工紙、カーボン紙、シュレッダーごみなど）を除き、雑誌類に分類し、資源としてリサイクルする。
- ・ 不要になった用紙は、クリップ、バインダーなどを外して分別回収する。
- ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジを回収し、再使用する。

#### （3）再使用（リユース）

- ・ リターナブル容器等の利用を通じ、再使用を促進する。
- ・ 使用済封筒や裏紙の再使用を促進する。

#### （4）その他

- ・ ごみの分別回収を徹底する。
- ・ 分別回収ボックスを施設内に十分な数だけ適切に配置する。
- ・ 個人用のごみ箱は原則として使用しない。
- ・ 一般廃棄物排出量、産業廃棄物排出量及び資源回収量について把握に努めるとともに、廃棄物排出量の抑制を図る。
- ・ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車を適正に廃棄する。

## テーマ3 移動手段における地球温暖化対策の推進

### 3-1 自動車の燃料使用量の節減

#### (1) エコドライブ

- ・ 不要なアイドリングをしない。
- ・ 急発進、急加速をしない。
- ・ 経済速度で運行をする。
- ・ 高速走行時には窓を閉める。
- ・ エアコンの使用は最小限にする。
- ・ 不要な荷物は積まない。
- ・ タイヤ空気圧調整をはじめとした定期的な車両の点検・整備を行う。
- ・ アイドリング・ストップ装置の活用、待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止など、エコドライブを実践する。
- 職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する。

#### (2) グリーン購入

- 公用車を更新する際は低燃費車等を優先的に導入する。
- 公用車を更新する際は使用実態を踏まえ、必要最小限度の大きさの車を選択するなど、より温室効果ガス排出量の少ない車を導入する。

#### (3) 燃料（自動車）

- ・ 低燃費車の開発動向に対応した施策の実施について検討する。
- 低燃費車の優先的利用を行い、燃料使用量を削減する。
- 車1台ごとの走行距離、燃費を把握することで、燃料使用量削減に向けた動機付けを行い、エコドライブの徹底を図る。

### 3-2 移動手段の転換

#### (1) 移動手段の転換

- ・ 通勤時や業務時の移動に際し、積極的に公共交通機関を利用する。
- ・ 自転車を積極的に利用する。

## テーマ4 建物・設備における地球温暖化対策の推進

### 4-1 再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入

#### (1) 照明

- ・ 可能な限り反射板を取り付け、照明の照度の向上に努める。
- 街路灯・防犯灯にLED照明を導入する。

- ・屋外照明器具の設置時には、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な省エネルギー機器を選択する。
- ・白熱灯の更新時には、省エネルギー型蛍光灯又はLED照明への切替えに努める。

## (2) 空調

- ・機器の効率的な運用に資するため、換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を検討する。

## (3) その他

- ・給湯器の更新時には、ヒートポンプ式の高効率給湯器の導入を検討する。
- ・OA機器、家電製品、照明器具などの購入時には、可能な限り、グリーン購入法の判断の基準を満たす省エネ型製品を購入する。
- ・現に使用している設備で利用可能な場合は、温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料（バイオマス燃料、都市ガス、LPGなど）を使用する。
- ・重油を燃料としている設備の更新時には、重油に比べ温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料を使用する設備への変更を検討する。
- ・損失の少ない受電用変圧器の使用を促進するなど、エネルギー損失の低減を促進する。
- ・電力負荷平準化に資する蓄熱システムの導入を検討する。
- ・定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置には、インバータ装置の導入を検討する。
- ・最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置の導入を検討する。

## (4) 建物の断熱性能向上

- ・断熱性能向上のため、屋根・外壁などへの断熱材の使用や、断熱サッシ・ドアをはじめとする断熱性の高い建具を積極的に選択する。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

## (5) 水

- ・雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンクをはじめとする雨水利用設備の導入を検討する。
- ・排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討する。
- ・給水装置の末端に感知式の洗浄弁・自動水栓等の節水に有効な器具の設置を検討する。
- ・水多消費型の機器の購入時には、節水型のものを選択する。

## (6) 低炭素社会に向けた取組

- ・ 燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギーといった新エネルギーを活用した設備の導入を検討する。
- ・ 中期的に、燃料電池や都市ガスパイプライン、水素ガスステーション、LNGステーションなどの新技術に関する調査研究を行い、設備投資やランニングコスト、環境保全効果等から、導入可能性・導入効果・補助制度の活用を検討する。
- ・ 太陽光などの再生可能エネルギーの設備の導入を検討する。導入に当たっては、災害時のエネルギー確保などにも配慮する。

## 4-2 建物自体の省エネ化の推進

### (1) 省エネ改修

- ・ 燃焼設備の改修時には、温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料（バイオマス燃料、都市ガス、LPGなど）を使用できる改修について検討する。
- ・ 更なるエネルギーの使用の合理化が図られるような設備・機器の導入、改修、運用改善について検討する。
- ・ 発熱の大きい機器類の配置を工夫する。
- ・ 照明・空調・給湯といった設備の導入時には、必ず省エネルギー対策面からの比較検討を行うこととし、また設計時の検討項目に含め、工事の発注内容に反映させる。
- ・ 建築物の規模・用途を考慮し、コージェネレーションシステム、廃熱利用といったエネルギー使用の合理化について検討する。
- ・ ESCO事業などによる省エネ改修の実施を検討する。

### (2) その他【建築・建設物の設計・施工】

- ・ 情報技術（ICT）によるエネルギー消費量の見える化機器の導入を検討する。
- ・ 電力供給源の多様化と電力使用に伴う二酸化炭素の排出抑制のため、電力小売自由化対象となる規模の大きな施設における新電力（特定規模電気事業者（PPS））からの電力調達を継続する。

## 4-3 建設・工事の施工における配慮

### (1) 建設・工事の施工における配慮

- ・ 建設資材は、再生された又は再生可能なものを積極的に選択するとともに、コンクリート塊などの廃材やスラグ、廃ガラスなどを、路盤材、タイルなどの原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ・ 地場産材の使用に努める。
- ・ 支障のない限り、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用する。
- ・ 合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する手法の選択をする。
- ・ 出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を図る。

- ・建設業に係る指定副産物の再生利用を指導する。
- ・建設業者による建設廃棄物の適正処理を指導する。

## 4-4 フロン等の対策

### (1) フロン等の対策

- ・安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCsを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ・電気機械器具の廃棄・整備時には、原則六フッ化硫黄の回収・破壊、漏えいの防止に配慮する。

## テーマ5 緑の活用と地産地消の推進

### 5-1 緑を活かした地球温暖化対策の推進

#### (1) 緑の活用【建築・建設物の管理】

- 街路樹、公園樹木の拡大なども含め、施設の敷地に植栽を施し、緑化を推進する。
- ・グリーンリサイクル（みどりの管理の際に出る樹木の落葉や剪定枝のチップ化・堆肥化など）を検討する。
- ・「あきる野市森林整備計画」に基づき、植林、保育、間伐などの森林の整備や管理・保全を推進する。
- 緑のカーテン（グリーンカーテン）を作る。

#### (2) 地産地消【建築・建設物の管理】

- ・森林の保全と移動・運搬の効率化を図るためにも地産地消を心がける。
- 公共施設における地場産材の使用に努める。

## テーマ6 様々な主体の連携による地球温暖化対策の推進

### 6-1 地域で取り組む地球温暖化対策の推進

#### (1) 地域で取り組む地球温暖化対策の推進

- ・イベント開催時の環境配慮を徹底する。
- ・打ち水や散水に取り組む。
- ・図書館等の公共施設をクールシェアスポット、ウォームシェアスポットとして開放する。



## 第5章 重点的な取組

### 1 重点的な取組の設定

第4章で示した温室効果ガス排出量削減に向けた取組のうち、特に積極的に推進すべき取組を重点的な取組として位置付けます。

重点的な取組については、本計画の進行管理の中で特に個別に点検・評価を行うものとしてします。

重点的な取組は、公共施設の現状や特性などを考慮し、次の4つのテーマとします。

#### ●重点的な取組における4つのテーマ

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 街路灯・防犯灯における地球温暖化対策の推進</li><li>(2) 燃料使用量の削減による地球温暖化対策の推進</li><li>(3) 緑の活用による地球温暖化対策の推進</li><li>(4) 地球温暖化対策の発信と周知の推進</li></ul> |
|--|

### 2 取組の内容

1で設定したテーマによる取組の内容は次のとおりです。

## 重点1 街路灯・防犯灯における地球温暖化対策の推進

### 1-1 街路灯・防犯灯における温室効果ガス排出量

第一次計画により地球温暖化対策に向けた取組を開始した当初は、街路灯・防犯灯は市民の安全・安心に資する施設であり、地球温暖化対策の対象として節電等の対策を講じることは馴染まないとされ、温室効果ガス排出量の算定から除外していました。

しかしながら、LED照明の普及や東日本大震災等に伴う節電対策を講じるに当たり、街路灯・防犯灯についてもLED化や間引きなどの様々な対策がとられるようになりました。

こうした経緯から、本計画では、街路灯・防犯灯の位置付けを改め、温室効果ガス排出量の算定対象とすることとしました。

市内には、約8,000基の街路灯・防犯灯があり、蛍光灯や水銀灯となっています。これらの点灯により必要となる電力使用量は、年間で23,340,280kWhと推計され、二酸化炭素排出量は、年間で1,083t-CO<sub>2</sub>（排出係数0.463kg-CO<sub>2</sub>を使用）となります。この排出量は、本庁舎における二酸化炭素排出量の約1.8倍となり、街路灯・防犯灯全体を一施設としてとらえた場合は、公共施設内で最大の排出量となります。

## 1-2 街路灯・防犯灯のLED化

本計画の策定に当たり、街路灯・防犯灯の地球温暖化対策を本計画の主軸として位置付け、国の補助事業を活用し、リース方式による街路灯・防犯灯のLED化を進めることとしました。

約8,000基の街路灯・防犯灯をLED化することにより、電力使用量及び二酸化炭素排出量の大幅な削減を図ることができます。

## 重点2 燃料使用量の削減による地球温暖化対策の推進

### 2-1 公用車の温室効果ガス排出量

基準排出量の算定基礎となった2012（平成24）年度における公用車からの温室効果ガス排出量は約91t-CO<sub>2</sub>となっています。車両関係の温室効果ガス排出量は、2000（平成12）年度以降、継続して減少しています。

この要因には、公用車台数の縮小のほか、公用車の更新に伴う燃費の改善、エコドライブの普及などが考えられます。

一方、本市全体の温室効果ガス排出量においては、車両からの二酸化炭素排出量が最も大きな割合を占めています。この背景には、本市の交通事情や地形などの特性が影響しているものと考えられます。このため、本市における地球温暖化対策は、低燃費車の選択やエコドライブの実践、公共交通機関や自転車などの利用についての取組が重要となっています。

### 2-2 燃料使用量の削減に向けた取組

本市における燃料使用量の削減を進めるため、燃料使用量の削減が進んでいる公用車についても、次のような取組を進めることが必要です。

#### (1) 職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する

職員のエコドライブ技術をさらに向上させるため、職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します。ただし、職員を対象としたエコドライブ講習会については、すでに2010（平成22）年度から実施しているため、より効果的な内容を検討します。

#### (2) 公用車を更新する際は低燃費車等を優先的に導入する

公用車を更新する際は、ハイブリッド車などの低燃費車を優先的に導入します。

#### (3) 公用車を更新する際は使用実態を踏まえ、必要最小限度の大きさの車を選択するなど、より温室効果ガスの排出の少ない車を導入する

公用車を更新する際は、使用実態に応じた規模の車両を選択し、使用実態も含めて低燃費となる車両を導入します。

#### **(4) 低燃費車の優先的利用を行い、燃料使用量を削減する**

公用車を使用する際は、使用目的等に即した車両を選択するとともに、低燃費車を優先的に使用し、燃料使用量を削減します。

#### **(5) 車1台ごとの走行距離、燃費を把握することで、燃料使用量削減に向けた動機付けを行い、エコドライブの徹底を図る**

公用車1台ごとの走行距離や燃費を毎月記録し、燃費の見える化を図ることで、燃料使用量の削減に向けた意識をさらに喚起します。また、燃費向上に向け、エコドライブをさらに徹底します。

### **重点3 緑の活用による地球温暖化対策の推進**

#### **3-1 本市の地球温暖化対策における緑の役割**

本市は市域の約7割が森林や農地などの緑に覆われており、本市の豊かな自然環境の形成に寄与しています。森林や農地などの緑は水源かん養などの様々な機能（多面的機能）を有しており、特に光合成により二酸化炭素を吸収・固定する機能は、地球温暖化対策の一つとなります。

このため、本市の地球温暖化対策では、緑の活用等に関する取組に着目し、森林の保全や適正管理、郷土の恵みの森づくり事業、緑地の拡大、グリーンカーテンの取組などを進めています。

また、農作物や地場産材などの地産地消の推進についても、森林や農地の適正管理に寄与するものであることから、地球温暖化対策の取組として注目しています。

#### **3-2 緑を活かした地球温暖化対策**

森林における二酸化炭素の吸収量・固定量の算定方法については、現在も確立されていない状況にあるため、本計画において数値的に取り扱うことはできませんが、市有林による二酸化炭素吸収量・固定量の考え方を位置付けることとし、本計画終了時の評価の一つとして取り扱います。

また、3-1で示したとおり、本市の地球温暖化対策においては、緑の活用等が重要であることから、次のような取組を積極的に行っていきます。

#### **(1) 街路樹・公園樹木の拡大なども含め、施設の敷地に植栽を施し、緑化を推進する**

公共施設に存在する緑を適正に管理するとともに、可能な範囲で緑化の拡大を図ることにより、二酸化炭素吸収量・固定量の増加を図ります。また、緑化の拡大による蒸散作用の向上や日陰が作られることにより、気温上昇の抑制効果も期待できます。

## **(2) 緑のカーテン（グリーンカーテン）を作る**

グリーンカーテンコンテストの実施など、2012（平成24）年度から取組を強化した緑のカーテン（グリーンカーテン）については、二酸化炭素吸収量の増加につながるとともに、日陰による冷房使用量の削減も期待できることから、公共施設においても積極的に取組を行います。

特に、市民が日常的に立ち寄る施設や、市民の目に触れやすい施設などについては、環境教育的な効果も期待できることから、さらに積極的にグリーンカーテンに取り組みます。

## **(3) 公共施設における地場産材の使用に努める**

二酸化炭素吸収量・固定量の増加に向け、森林の整備や適正な管理を進めるには、本市などから産出される地場産材の価値を高めて需要を増やし、木材の利用促進を図る必要があります。

このため、公共施設においても地場産材の使用に努めます。

## **重点4 地球温暖化対策の発信と周知の推進**

本市の地球温暖化対策は、市民や事業者と連携して進める必要があることから、公共施設においては、市民等の模範となる地球温暖化対策の取組を実践するとともに、取組の内容や取組に対する姿勢を発信し、アピールしていく必要があります。

こうしたことから、市民が利用する施設においては、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいること（当該施設で実施している措置内容）を周知する方策を実施します。

## 第6章 計画の推進と点検・評価及び計画の見直し

### 1 計画の推進と点検・評価

#### 1-1 推進体制

##### (1) 推進体制の枠組み

本計画の推進においては、「あきる野市地球温暖化対策推進本部」（以下「本部」という。）が、計画の策定・推進における重要事項について審議を行うほか、計画の推進に当たり、市長の下に統括的な役割を果たします。本部は、副市長を本部長、環境経済部長を副本部長とし、部長級の職員による本部員から構成されています。

また、本部の下に幹事会を置き、推進に関する事項についての調査及び検討を行います。幹事会は、副本部長を幹事長とし、市長が任命する職員による幹事会委員で組織しています。

計画の具体的な実行は、各部門長を推進責任者（主に部長級職員）、各課の長を実施責任者として進めていきます。また、必要となる事務については各部門及び各課の庶務担当者が処理します。

本部及び幹事会の庶務は、事務局として、環境経済部環境政策課において処理します。

このような各組織の役割・責任については、本部長が職員に対して周知徹底を図ります（本部及び幹事会は「あきる野市地球温暖化対策推進本部設置要綱」に基づき設置）。

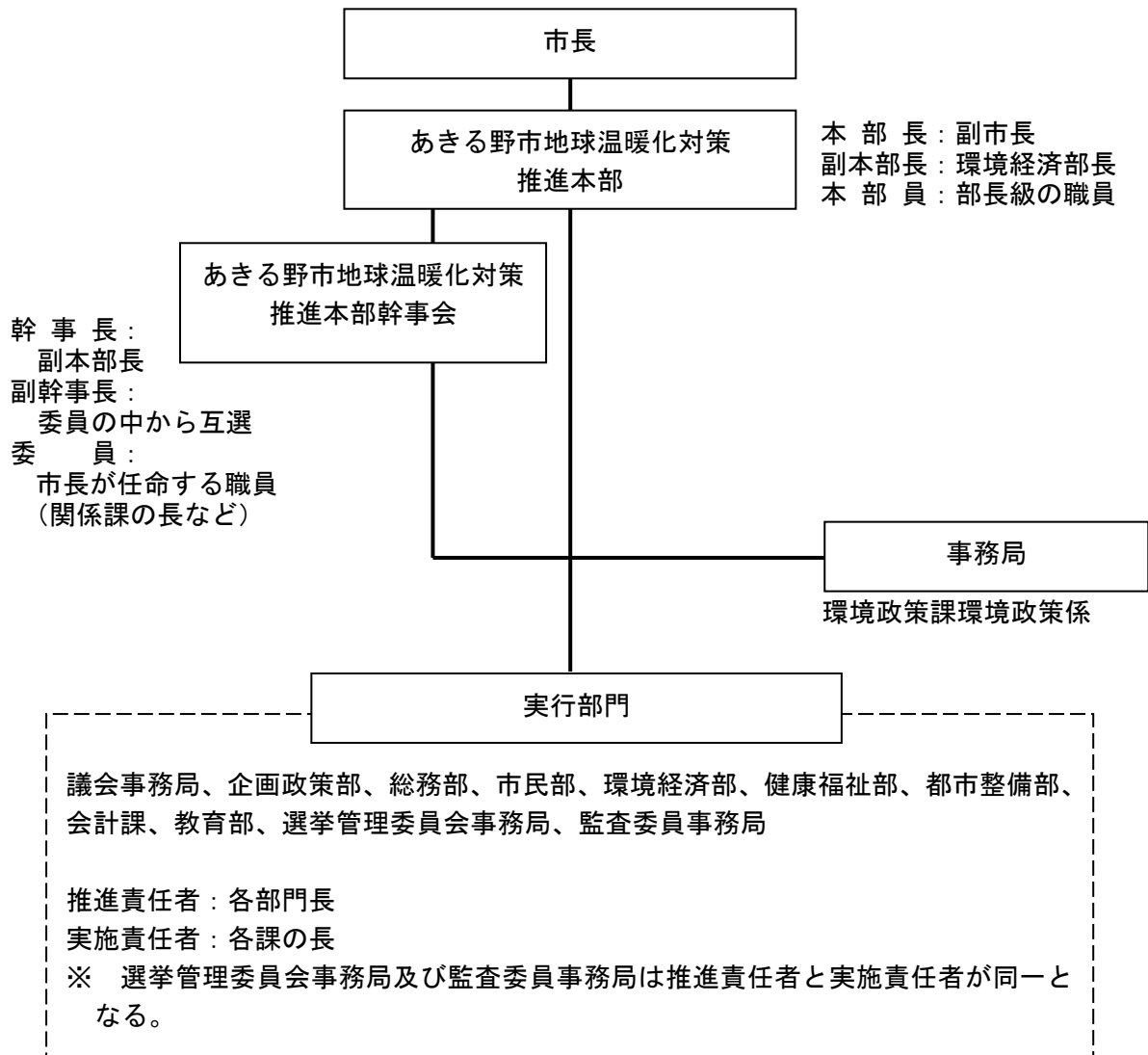
##### (2) 行動計画の作成と実行

本計画の具体的な実行は、各部門となりますが、それぞれの部門の管理する対象施設等に応じ、必要となる取組の詳細は異なることが考えられます。また、毎年度の取組の進展の状況に応じて取組の内容を発展させていくことが望まれます。

したがって、本計画の推進に当たっては、各部門にて2013（平成25）年度に計画期間中の具体的な取組内容を定めた行動計画を作成し、実行するものとします。

また、行動計画は、本部にて確認を行い、必要に応じて変更等を指示します。

●推進体制



(3) 目標達成のための管理強化

現在、職員が在籍する本庁舎等の施設では、市独自の環境マネジメントシステムのもと、エコ活動を推進しています。

今後も、本庁舎等を中心としたエコ活動の取組成果を活かし、全庁的な地球温暖化対策のさらなる推進を図ります。

●推進体制における主な役割・責任

組織名	役職	主な役割・責任
市長		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画の策定・変更</li> <li>• 本計画及び点検・評価結果の公表</li> <li>• 幹事会委員の任命</li> </ul>
あきる野市 地球温暖化 対策推進本 部	本部長：副市長 副本部長：環境経済部長 本部長級の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画の策定・推進に関する重要事項の審議</li> <li>  － 行動計画の確認</li> <li>  － 本計画の推進状況の点検・評価</li> <li>  － 本計画の見直し検討</li> <li>• 本計画の推進の統括</li> </ul>
あきる野市 地球温暖化 対策推進本 部幹事会	幹事長：副本部長 副幹事長：委員の中から 互選 委員：市長が任命す る職員（関係 課の長など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画の推進に関する事項の調査・検討</li> <li>  － 本部の役割の調査など</li> <li>  － 職員からの提案内容の検討（職員提案制度）</li> </ul>
推進責任者	各部門長	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 部門内の行動計画の作成・実行</li> <li>• 部門内での取組の推進・評価</li> </ul>
実施責任者	各部門の各課の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各課での取組の実施</li> <li>• 各課での点検の実施（取組状況の自己点検のほか、環境負荷量調査の実施を含む）</li> </ul>
事務局	環境政策課 事務局長：環境政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本部及び幹事会の庶務</li> <li>• 点検結果の整理・解析（環境負荷量調査結果を含む）</li> <li>• 職員研修等の実施</li> </ul>

## 1-2 点検・評価体制

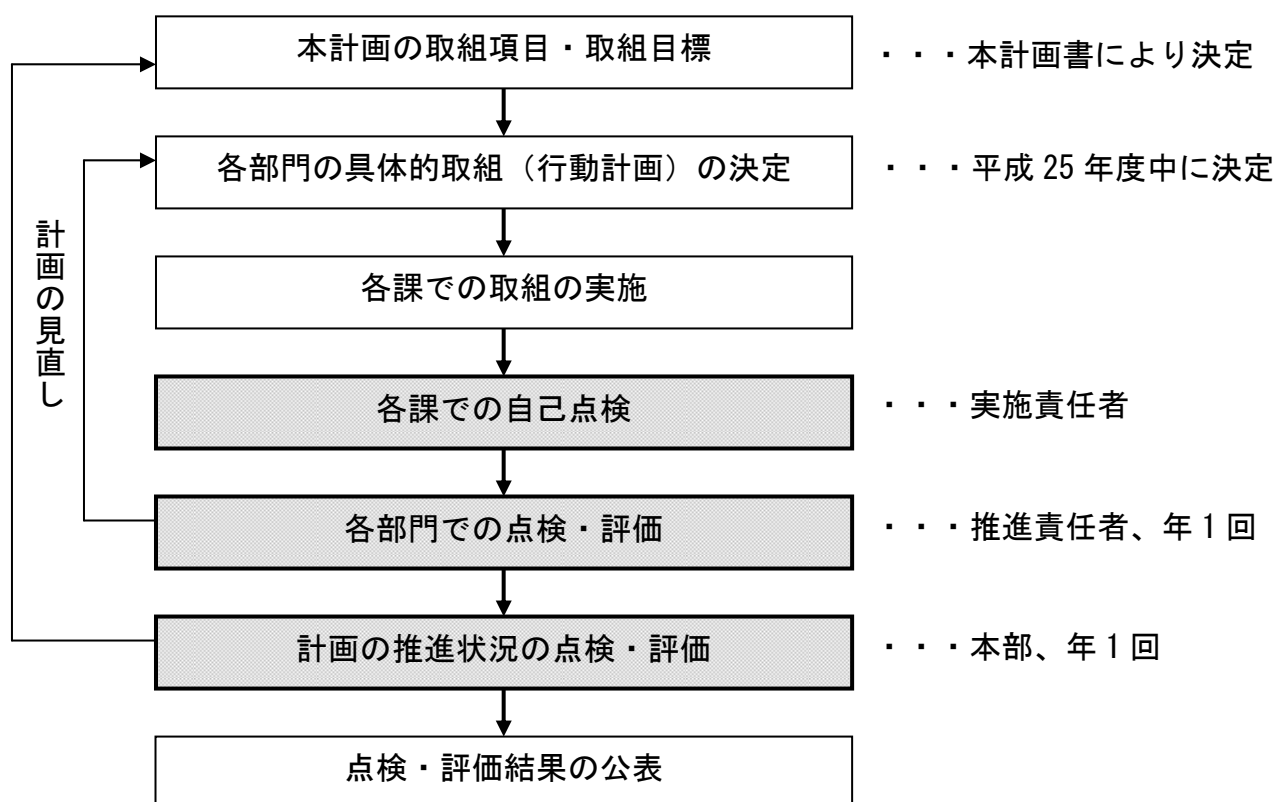
### (1) 点検・評価体制の枠組み

点検・評価は、次図のとおり、各課、各部門、全庁的な計画の推進といった段階に応じて、それぞれ実施責任者、推進責任者、本部が行います。

評価の結果は、本計画の取組項目や取組目標の見直しに反映させます。

なお、エコ活動の対象範囲となっている施設においては、「省エネルギー・省資源手順書」「廃棄物削減・リサイクル手順書」などの各手順書を活用し、効率的・効果的な点検・評価を行います。

#### ●点検・評価体制





## (2) 各段階での点検・評価の内容

### ① 各課での自己点検

各課の実施責任者（エコ活動における環境推進課長）は、担当職員と連携し、公共施設のエネルギー使用量等について「環境負荷量調査票」への入力を行うとともに、エコ活動に基づく各課チェックリストによる評価を行います。

同時に、実施責任者は、各課チェックリストによる評価結果に基づき、必要に応じて、各課での周知徹底を図ります。

### ② 各部門の点検・評価

各部門の実施責任者は、四半期ごとに自己点検結果に基づき、各課における取組及び施設の省エネルギー対策の実施状況を点検し、各部門の推進責任者（エコ活動における実行部門長）に提出します。

推進責任者は、部門全体による点検結果について評価します。また、必要に応じて、実施責任者に各課での取組の周知徹底などを指示します。

また、幹事会は、必要に応じて各部門の点検・評価の結果を確認し、各部門の行動計画の変更の必要性などを検討します。

### ③ 計画の推進状況の点検・評価

本部は、各部門の推進責任者から提出された点検結果に基づき、本計画の推進状況に関して、全庁的な取組状況や温室効果ガスの総排出量及び取組目標達成状況などの点検結果について把握し、全体的な評価を行います。

幹事会はそのために必要な調査及び検討を行います。

## (3) 計画の目標（達成評価を行う取組項目も含む）の評価の方法

### ① 総排出量の算定方法について

削減目標の達成を評価する際に、温室効果ガス排出量の算定に当たっては、当該各年度の排出係数を使用するものとします。

ただし、本計画に基づく取組成果等を把握するため、基準年度と同様の排出係数を用いた温室効果ガス排出量の算定も行います。

### ●排出係数の変化について（参考）

温室効果ガスの総排出量は原則として次のような方式で算定される。

$$(\text{温室効果ガス総排出量}) = \sum \{(\text{各温室効果ガス排出量}) \times (\text{地球温暖化係数})\}$$

#### 【燃料の燃焼】

$$(\text{各温室効果ガス排出量}) = \sum \{(\text{活動量}) \times (\text{単位発熱量}) \times (\text{排出係数})\}$$

#### 【燃料の燃焼以外（電気の使用、自動車の走行に伴うCH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oの排出 など）】

$$(\text{各温室効果ガス排出量}) = \sum \{(\text{活動量}) \times (\text{排出係数})\}$$

ここで、活動量とは例えば電気や燃料の使用量などであり、単位発熱量とは単位燃料当たりの発熱量であり、排出係数とは例えば燃料であれば単位発熱量あたりの二酸化炭素排出量、電力であれば活動量当たりの二酸化炭素排出量である。

排出係数は、基本的に政令で定められているが、電気の排出係数など、事業者ごとに異なるものについては、毎年度値が公表され、変化が生じている。

## （４）評価の補助指標の活用について

温室効果ガスの排出削減、吸収量・固定量の増大のための対策の実施は、経済的な効率性を高めたり、社会面から貢献したりするなど、幅広い効果が見込まれます。

本計画の推進にあたっては、このような経済性や社会面からの効率性・効果の評価を考慮し、対策内容の検討や実施可否の判断などに活用します。

### ●経済性や社会面からの効率性・効果の評価について

市民利用施設や公共事業については、市民サービスの向上の程度と比較することが重要であり、いかに少ない環境負荷でよりよい行政サービスを提供したかが評価基準となることから、この観点からの評価指標を併用します。具体的には、提供した市民サービスを測定する指標を分母とした二酸化炭素排出量などを設定します。

各部門が管理する施設・活動からの温室効果ガスの排出量を総体で目標値まで抑制するというのが原則ですが、排出量を総体で抑制するという枠内でどれだけ効果的に市民サービスを向上させることができたのか、あるいは、目標が完全には達成できなかったときに、十分な努力がなされたかどうかを判定するためなどの評価に本指標を活用します。

＜市民サービスを測定する指標を分母とした評価手法＞

$$(\text{市民サービスに係る事業}) \quad \text{二酸化炭素排出量} \div n$$

$$(\text{使用料が支払われる公共施設}) \quad \text{二酸化炭素排出量} \div \text{年間支払使用料合計}$$

nの例：年間図書利用（貸出）数【図書館】

年間施設利用者数【利用者数の集計が可能な公共施設】

## 1-3 点検・評価結果の公表

本計画の策定及び計画の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む取組の実施状況）については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、年に1回公表します。

各職員や各課において地球温暖化防止のための取組が自主的、積極的に実施されるよう促すとともに、市民や事業者においても地球温暖化防止の取組を促進するよう、詳細な公表内容とは別に、市の広報やホームページを通じて、本計画の内容や点検・評価結果（本計画の推進により得られた地球温暖化対策に関する知見を含む）についてわかりやすく提供します。

公表の対象とする主な事項は次のとおりです。

### ●公表の対象

項目	細目	時期	備考
あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画		策定又は変更時点	本計画書
計画の実施状況（本部による点検・評価結果）	温室効果ガスの総排出量	各年度の点検・評価終了後	ガス別の内訳及び主要な施設などでの状況を含む。
	取組目標の状況		
	具体的な各取組の実施状況		各部門での具体的な取組の実施状況の概要

## 2 職員に対する研修等

### 2-1 職員への情報提供、研修機会の提供

#### (1) 計画書の配布

本計画書を庁内LANで閲覧できるようにするなど、計画推進における全職員の役割・責任の周知徹底を図ることにより、自主的、積極的な取組を促します。

#### (2) 職員に対する周知

本計画の取組成果、他の地方公共団体における先進的な取組、温室効果ガス排出抑制に係る政策・技術の動向、外部機関の提供する地球温暖化に係る研修・講習等について、職員に周知できる体系の構築を目指し、温室効果ガス排出抑制のための省エネルギーなどについての専門的知識の習得、意識啓発を図ります。

### **(3) 一般職員研修**

事務局は、必要に応じて、全職員（必要に応じて臨時職員、委託業者、協力業者などを含む）を対象とし、地球温暖化防止のための取組を行う上での各職員の環境意識を高めるため、「一般職員研修」を実施します。

### **(4) 推進責任者・実施責任者研修**

事務局は、必要に応じて、責任を持って計画を実施する立場にある推進責任者・実施責任者などを対象とした「推進責任者・実施責任者研修」を実施します。また、この研修は、本部及び幹事会の会議と兼ねることができます。

## **2-2 職員の積極的参加の奨励**

### **(1) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励**

「あきる野市環境基本計画」に基づき、職員に、「省エネ型生活 10 か条」の実施又は「環境家計簿」による電気、ガスなどの温室効果ガスの排出原因となる活動量の自己管理の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する取組の実施についても積極的に推進します。

## **2-3 その他**

### **(1) 庁内の情報交換の促進**

実施責任者は、職員から省エネルギー化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集するなど、各課における自主的・自発的な検討による創意工夫が積極的に行われるよう努めます。

事務局は、取組の実施状況や内容、成果について、また、取組の結果得られた有意義な知見や経験について、各課の間での情報交換を促進するために、必要な措置を講じます。

### **(2) 職員提案制度の活用**

「あきる野市職員提案制度実施要綱」（平成 12 年あきる野市通達第 22 号）に基づき、各職員による本計画への提案が行われ、あきる野市事務改善委員会から意見を求められた際には、幹事会は、本計画の推進及び目標達成の観点から提案の内容に関して必要な検討を行い、意見を述べるすることができます。

## **3 計画の見直し**

本部は、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しに当たっては、次の事項に留意します。

- ・ 計画の点検・評価及び地球温暖化対策に係る新たな知見や社会的要請などを考慮し、必要に応じて削減取組を追加・削除する。
- ・ 数量的な把握の望ましい取組項目に対し、取組目標を新たに設定する。
- ・ 本計画の折り返し時期である 2016（平成 28）年度には、それまでの取組成果や国等の動向などを踏まえ、排出量の算定、目標値の達成に向けた取組状況の評価、取組内容の検討を行ったうえで、本計画の修正を行う。
- ・ 本計画の総排出量の目標値の達成状況の評価に当たっては、対象範囲の変更、施設・設備の新設や廃止・改築、排出係数の変動、気候の影響などを考慮し、評価を行うものとする。



---

## あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画

平成25年12月



**発行** あきる野市

〒197-0814 あきる野市二宮350番地  
電話 042-558-1111 (代)

**編集** あきる野市環境経済部環境政策課

---